

第51回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月26日(木曜日)
午後1時(受付開始:正午)



開催場所

京都市東山区栗田口華頂町1(三条けあげ)
ウェスティン都ホテル京都
西館4階 瑞穂の間



決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く。)に
対する譲渡制限付株式の割当
のための報酬改定の件

インターネット等又は郵送による議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日)午後6時まで

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度の施行に伴い、法令に定める基準日(2025年3月31日)までに書面交付請求されていない株主様には、要約版の書面をお送りしております。従前どおりの招集ご通知は、当社ウェブサイト上の電子データをご参照ください。

■お土産廃止のご案内■

株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

餃子の王将をもっと美味しく

Challenge
2025



社会的使命

快適な食空間、心温まる接客、

そして美味しい料理は人々を「幸せ」にします。

私たちは、それらを高品質で提供しながら、

低価格で実現する努力を行う事によって、

より多くの人に「幸せ」を感じてもらう事を

使命とします。

餃子の王将をもっと美味しく
Challenge
2025

美味しい幸せ。

餃子の王将をもっと美味しく
Challenge
2025

餃子の王将
日本を美味しく
GYOZA OHSHO

餃子の王将をもっと美味しく
Challenge
2025

美味しい驚き。

経営理念

お客様から「褒められる店」を創ろう！

その実現に向けた努力こそが

私達を成長させ、

私達に幸せをもたらし、

社会への貢献につながる原点である。

2025年スローガン

プロの技と、
プロの味と、
プロの誇りを。

代表取締役社長

渡邊直人

おいしい力が、未来を変える。

株 主 各 位

証券コード：9936
2025年6月5日

京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1

株式 王将フードサービス
会社

代表取締役社長 渡邊 直人

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第51回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下当社ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 当社ウェブサイト

<https://ir.ohsho.co.jp/shareholder/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、こちらからご確認される場合は、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）に「王将フードサービス」又はコードに当社証券コード「9936」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

■ 東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年6月25日（水曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時

2025年6月26日（木曜日）午後1時（受付開始：正午）

場 所

京都市東山区栗田口華頂町1（三条けあげ）

ウェスティン都ホテル京都 西館4階 瑞穂の間

※末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

目的事項

報告事項

1. 第51期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第51期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

※招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、「賛」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※議決権行使のお取り扱いについて、後記の「議決権行使等についてのご案内」に記載しておりますので、ご確認ください。

以 上

議決権行使等についてのご案内



議決権の事前行使等についてのご案内

電磁的方法（インターネット等）によるご行使

「スマート行使®」
によるご行使

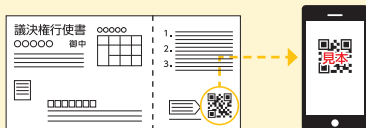


行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

同封の議決権行使書用紙右下の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



※議決権行使書用紙はイメージです。
▶詳細につきましては7頁をご覧ください。

議決権行使コード・
パスワード入力
によるご行使



行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時入力完了分まで

当社の指定する下記議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

▶詳細につきましては7頁をご覧ください。

書面（郵送）によるご行使

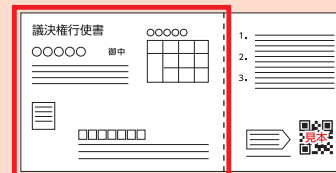


行使期限

2025年6月25日（水曜日）
午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

こちらを切り取って
ご返送ください



※議決権行使書用紙はイメージです。

議決権行使のお取り扱い

1. インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
2. インターネット等と書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株主様へのお願い

①株主総会当日の運営について

- ・株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、取りやめさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

②その他

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願いいたします。
- ・株主様でない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方は株主総会にご出席いただけませんのでご注意ください。
- ・ご送付した書面は、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、「連結計算書類 注記」及び「計算書類 注記」を除いております。従いまして、同書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ・電子提供措置事項に修正が生じた場合には、下記の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）においてお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<https://ir.ohsho.co.jp/shareholder/meeting.html>

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

インターネット等による議決権行使のご案内



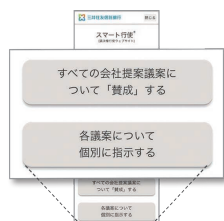
QRコードを読み取る方法 「スマート行使®」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

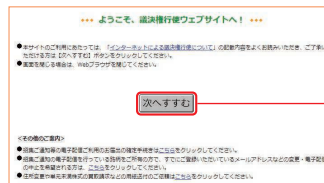
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

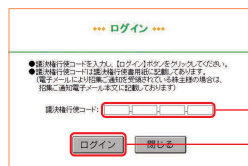
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

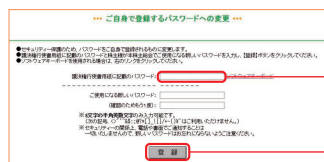
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



② 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



③ 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

機関投資家の皆様へ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社IJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対して長期的な利益還元を行うことを重要な課題の一つと位置づけており、企業価値のさらなる向上を図るため、将来の事業展開のための設備及び人的資本に対する成長投資を積極的に推進するとともに、安定的かつ持続的な配当による株主還元努力を最大限行う方針です。

当期期末配当金につきましては、1株あたり金28円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金 銭
2	株主に対する配当財産の 割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式 1株につき金28円 総額 1,582,281,708円 なお、当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しております。上記株式分割後の株式数を基準とした中間配当金は1株につき25円であり、これを合わせた当事業年度の配当金は、53円となります。 ※上記株式分割前の株式数を基準にすると、当事業年度の配当金は、前期と比べ14円増配の159円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役8名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に、取締役会全体の多様性を確保するとともに、監督機能のさらなる強化と意思決定の迅速化を図るため、当社事業戦略の遂行において期待される専門性と経験を踏まえて取締役候補者を選任いたしました。これに加え、社外取締役候補者のうち岩本生氏と津坂直子氏を東京証券取引所の定める独立役員と指定し、同取引所に届け出ており、同候補者の柿野成美氏につきましても、上記独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定です。本議案が原案どおり承認された場合、女性取締役2名を含み当社取締役の3分の1以上が独立社外取締役となることから、経営の透明性を維持し、取締役会での客観的かつ多様な視点での審議及び監督の継続性を確保することで、より一層のガバナンス体制の強化を図ってまいります。

なお、取締役候補者の選任につきましては、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員の過半数とし、かつ独立社外取締役を委員長とする指名諮問委員会での審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名				当社における地位及び担当	在任年数 (本総会終結時)		
1	再任	わた 渡	なべ 邊	なお 直	と 人	代表取締役社長	21年	
2	再任	かど 門	ばやし 林		ひろし 弘	専務取締役 執行役員 西日本営業本部長 西日本第1営業部長 西日本FC営業部長 西日本営業サポート部長	8年	
3	再任	いな 稲	がき 垣	まさ 雅	ひろ 弘	常務取締役 執行役員 管理本部長 経理部長 法務部長 広報IR部長	4年	
4	再任	いけ 池	だ 田	ゆう 勇	き 気	取締役 執行役員 営業企画本部長 東日本営業本部長 営業企画部長 東日本FC営業部長	2年	
5	新任	いま 今	いずみ 泉	のぶ 暢	とし 智	執行役員 製造本部・製造管理本部統括本部長	—	
6	再任	いわ 岩	もと 本		しょう 生	社外 独立	社外取締役（独立役員）	4年
7	再任	つ 津	さか 坂	なお 直	こ 子	社外 独立	社外取締役（独立役員）	4年
8	新任	かき 柿	の 野	しげ 成	み 美	社外 独立	—	—

株主総会参考書類



候補者番号



わた なべ なお と
渡邊直人

(1955年8月19日生)

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 21年	再 任	所有する当社株式の数 163,631株
--------------------------------	-----	------------------------

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年3月	当社入社	2008年6月	当社常務取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長
1984年12月	当社営業部次長	2011年4月	当社常務取締役第4営業部長
1990年4月	当社東京地区エリアマネージャー	2013年12月	当社代表取締役社長
2003年1月	当社営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長	2017年1月	王将餐飲服務股份有限公司董事長（現任）
2004年6月	当社取締役営業本部第1営業部副部長 兼東京地区本部長	2017年2月	株式会社王将ハートフル代表取締役社長（現任）
2005年5月	当社取締役営業本部第4営業部長 兼東京地区本部長	2017年7月	当社代表取締役社長兼営業推進本部長
		2019年7月	当社代表取締役社長兼営業推進本部長
		2021年4月	当社代表取締役社長（現任）

〔 重要な兼職の状況 〕

王将餐飲服務股份有限公司董事長
株式会社王将ハートフル代表取締役社長

取締役候補者の 選任理由

渡邊直人氏は、2013年12月に当社代表取締役社長に就任以来、労働環境の整備、営業部門、製造部門の生産性向上、付加価値の向上、ガバナンスの強化などを推し進めてまいりました。原材料費等の高騰に伴う厳しい経営環境下においても適時的確な経営判断のもと、経営の方向付けを行い、効果的な価格改定などにより過去最高の売上・営業利益を達成するなど好調な業績を実現いたしました。また、人的資本への積極投資に継続的に尽力する一方で、サステナビリティ課題や加速するIT化等、当社を取り巻く社会情勢の変化に対応すべく柔軟な姿勢と適切な経営判断によって、サステナビリティ活動やデジタル戦略の推進を図り当社経営を先導いたしました。

同氏は、優れた経営判断能力に加え、持続的成長のための将来的展望を持ち、長年にわたる当社での豊富な経験から当社の強みを活かした上で、変化する社会情勢に柔軟に適應する能力を有しております。こうした豊富な経験、実績、見識、能力を踏まえ、当社取締役会の構成に欠かせない必要人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号



かど ばやし

門林

ひろし

弘

(1963年1月17日生)

取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 8年	再任	所有する当社株式の数 61,665株
-------------------------------	----	-----------------------

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2021年12月	当社専務取締役執行役員営業本部長 兼西日本第1営業部長兼西日本第3営業部長 兼営業サポート部長兼店舗開発部長 兼東京事務所長
2002年11月	当社第1営業部エリアマネージャー	2022年6月	当社専務取締役執行役員営業本部長 兼西日本第1営業部長兼営業サポート部長 兼店舗開発部長兼王将大学学長 兼東京事務所長
2014年6月	当社第2営業部長	2022年7月	当社専務取締役執行役員営業本部長 兼西日本第1営業部長兼FC営業部長 兼営業サポート部長兼王将大学学長 兼東京事務所長
2015年6月	当社執行役員第2営業部長	2023年1月	当社専務取締役執行役員営業本部長 兼西日本第1営業部長兼FC営業部長 兼西日本営業サポート部長兼王将大学学長 兼東京事務所長
2017年6月	当社取締役執行役員第2営業部長	2023年7月	当社専務取締役執行役員営業本部長 兼西日本第1営業部長兼FC営業部長 兼西日本営業サポート部長
2017年7月	当社取締役執行役員営業本部第2営業部長	2024年10月	当社専務取締役執行役員西日本営業本部長 兼西日本第1営業部長兼西日本FC営業部長 兼西日本営業サポート部長（現任）
2018年7月	当社取締役執行役員 営業本部営業部統括部長兼第3営業部長		
2019年6月	当社常務取締役執行役員 営業本部営業部統括部長兼第3営業部長		
2019年7月	当社常務取締役執行役員営業本部長 兼第3営業部長兼営業サポート部長 兼東京事務所長		
2021年4月	当社常務取締役執行役員営業本部長 兼第3営業部長兼東日本第1営業部長 兼営業サポート部長兼店舗開発部長 兼東京事務所長		
2021年6月	当社専務取締役執行役員営業本部長 兼西日本第3営業部長兼営業サポート部長 兼店舗開発部長兼東京事務所長		

取締役候補者の
選任理由

門林弘氏は、当社入社以来、長年にわたって、営業部門に従事し、営業本部を統括する立場として高いマネジメント能力をもって陣頭指揮を執ることで、当社事業の根幹である営業部門の発展に大きく貢献してまいりました。

また、原材料費等の高騰に伴う厳しい経営環境が続く中、店舗のQSCレベルの向上に尽力するとともに、各種研修を通じて当社の発展の基礎となる人材育成の強化を先導し、過去最高の売上・営業利益の達成にあたって大きな役割を果たしました。

こうした同氏の当社経営及び営業部門での豊富な経験、実績を踏まえ、当社の営業戦略の推進など当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号



いな がき まさ ひろ

稲垣雅弘 (1958年5月14日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 4年	再任	所有する当社株式の数 29,684株
--	-------------------------------	----	-----------------------

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社日本債券信用銀行 (現 あおぞら銀行) 入行	2020年11月	当社執行役員 経理・財務本部長兼経理部長 兼総務本部長兼総務部長
2003年4月	同 営業第七部長	2021年4月	当社執行役員 管理本部長兼経理部長兼総務部長
2006年1月	アビックス株式会社入社	2021年6月	当社取締役執行役員 管理本部長兼経理部長兼総務部長
2007年6月	同 取締役管理本部長	2021年10月	当社取締役執行役員 管理本部長兼経理部長 兼総務部長兼広報IR部長
2008年9月	株式会社アイディーズ入社	2022年6月	当社常務取締役執行役員 管理本部長兼経理部長 兼総務部長兼広報IR部長
2009年6月	同 取締役管理部長	2024年10月	当社常務取締役執行役員 管理本部長兼経理部長 兼法務部長兼広報IR部長 (現任)
2014年6月	同 専務取締役		
2017年7月	当社入社 当社経理部長		
2018年5月	当社執行役員		
2018年7月	当社執行役員 経理・財務本部長兼経理部長		

取締役候補者の
選任理由

稲垣雅弘氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と高い専門性を活かし、経理・財務部門において、効果的な予算制度を整備するとともに、取締役会での会計情報の説明責任を果たしてまいりました。また、高いマネジメント能力をもって、経理・財務部門に加え、総務・法務・広報IR部門等を含む管理本部を統括し、さらに気候変動問題を含むサステナビリティ活動やCSR活動の推進、リスクマネジメント体制・コンプライアンス体制の強化等、当社の企業価値の向上に大きく寄与いたしました。

同氏は、管理部門における豊富な経験、実績、見識を有しており、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号



いけ だ ゆう き
池田 勇氣

(1980年11月14日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 2年	再 任	所有する当社株式の数 6,440株
--	-------------------------------	-----	----------------------

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2003年3月	当社入社	2022年8月	当社執行役員
2014年3月	当社第1営業部中国エリアマネージャー	2023年6月	当社取締役執行役員営業企画部長
2015年4月	当社第2営業部関西第5エリアマネージャー	2023年7月	当社取締役執行役員営業企画本部長 兼営業企画部長
2016年7月	当社営業企画推進部副部長	2024年10月	当社取締役執行役員営業企画本部長 兼東日本営業本部長兼営業企画部長 兼東日本FC営業部長（現任）
2017年8月	当社販売促進部副部長		
2018年6月	当社販売促進部長		
2022年7月	当社営業企画部長		

取締役候補者の
選任理由

池田勇氣氏は、入社以来10年以上にわたり、営業現場において多大な貢献をし、営業企画部門への配属後は、店舗での豊富な経験に裏付けられた現場視点での市場分析とマーケティング戦略の立案、積極的な販売促進活動を通じて、店舗新規顧客の獲得、ロイヤルカスタマーの増大、及び当社のブランドイメージの向上を実現してまいりました。東日本営業本部長への就任後は、東日本の営業本部を統括する立場として高いマネジメント能力を発揮し、当社の業績向上に大きく寄与いたしました。

同氏は、当社事業における豊富な経験、実績、見識を有しており、当社の販売促進戦略の推進など、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号



いま いずみ のぶ とし
今泉暢智

(1961年5月21日)

新 任

所有する当社株式の数

261株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 アサヒビール株式会社入社

2000年10月 ASAHIBEER U.S.A INC.
QC General Manager

2003年9月 アサヒビール株式会社 西宮工場 品質管理部長

2013年5月 サントネージュワイン株式会社 代表取締役社長

2016年4月 アサヒビール株式会社 四国工場長

2019年3月 同 執行役員 茨城工場統括工場長

2021年3月 同 常務執行役員 茨城工場統括工場長

2021年4月 同 生産本部SCM収益構造改革担当

2024年4月 当社入社 代表取締役社長付

2024年7月 当社執行役員製造本部・製造管理本部統括本部長
(現任)

取締役候補者の
選任理由

今泉暢智氏は、長年にわたる他社工場での現場経験に基づいた製造・物流分野に関する豊富な知見及び経験に加え、他社執行役員として会社経営に関与された経験を有しております。当社入社後、執行役員として製造部門を統括し、安定した食品製造、供給に大きく寄与し、当社の業務執行において重要な役割を果たしております。

同氏は、当社の製造・供給体制の推進に必要な豊富な経験、実績、見識を有しており、当社取締役会の構成に欠かせない必要人材と判断し、新たに取締役候補者といたしました。

候補者番号



いわもと
岩本

しょう
生

(1980年12月3日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 4年	再任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 1,632株
--	-------------------------------	----------------	-----------------------------

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2008年12月 弁護士登録協和総合法律事務所入所

2014年10月 丸紅株式会社入社

2015年7月 米国ニューヨーク州弁護士登録

2017年4月 ナレッジウィング法律事務所開所代表弁護士

2018年12月 同 法人化 代表社員（現任）

2021年6月 当社取締役（現任）

〔 重要な兼職の状況 〕

弁護士法人ナレッジウィング法律事務所代表社員

社外取締役候補者の
選任理由及び
期待される役割の概要

岩本生氏は、弁護士としてのコンプライアンスやリスク管理等に関する専門的かつ客観的視点から、社外取締役として、当社経営に対する積極的な発言、有益な提言を行うとともに、経営の監督機能を適切に果たしてこられました。

こうした同氏の経験、実績を踏まえ、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。

専門分野以外の経営経験はないものの、当社の事業に対する深い理解から、今後も弁護士としての高い専門性に基づく法的視点での有益な助言、提言により、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に大きく貢献していただけると期待しております。

候補者番号



つ さか なお こ
津坂直子

(1971年1月20日生)

	取締役在任年数 (本定時株主総会終結時) 4年	再任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 1,632株
--	-------------------------------	----------------	-----------------------------

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 株式会社日立製作所入社（人事部門所属）

2006年10月 研修講師として独立

2015年10月 津坂直子社会保険労務士事務所 開所
所長（現任）

2019年5月 株式会社TSUSAKAコンサルティング設立
代表取締役（現任）

2021年6月 当社取締役（現任）

〔 重要な兼職の状況 〕

津坂直子社会保険労務士事務所所長

株式会社TSUSAKAコンサルティング代表取締役

社外取締役候補者の
選任理由及び
期待される役割の概要

津坂直子氏は、特定社会保険労務士としての専門的な知識・見識と、長年にわたり研修講師及び人材育成コンサルタントとして企業の人材育成に取り組んでこられた豊富な経験に基づき、社外取締役として、当社の取締役会において積極的に意見・提言を行うとともに、経営の監督機能を適切に果たしてこられました。こうした同氏の経験、実績を踏まえ、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

専門分野以外の経営経験はありませんが、今後も特定社会保険労務士としての専門性と人材育成等の豊富な経験に基づく有益な助言、積極的な発言により、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に大きく貢献していただけると期待しております。

候補者番号



かき の しげ み

柿野成美

(1972年12月3日生)

	新 任 社外取締役候補者	所有する当社株式の数 — 株
--	-----------------	-------------------

※柿野成美氏の戸籍上の氏名は山村成美であります。

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2000年4月 財団法人消費者教育支援センター研究員
2006年6月 財団法人消費者教育支援センター主任研究員
2015年10月 公益財団法人消費者教育支援センター
総括主任研究員

2019年6月 公益財団法人消費者教育支援センター
専務理事・主席主任研究員
2022年4月 法政大学大学院政策創造研究科准教授（現任）
兼公益財団法人消費者教育支援センター理事
・首席主任研究員（現任）

〔 重要な兼職の状況 〕

法政大学大学院政策創造研究科 准教授
公益財団法人消費者教育支援センター 理事・首席主任研究員

社外取締役候補者の
選任理由及び
期待される役割の概要

柿野成美氏は、消費者政策、消費者教育、エシカル消費といった、当社の経営理念及びサステナビリティ経営に関わる分野についての豊富な知識と幅広い見識を有していることから、当社取締役会の構成に欠かせない必要な人材と判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。
経営の経験はありませんが、当社経営に対して、消費者政策・消費者教育の専門家の視点からの有益な助言、積極的な発言により、当社取締役会の意思決定・監督機能の実効性向上に大きく貢献していただけると期待しております。

- (注) 1. 各候補者の所有する当社株式数は、王将フードサービス役員持株会を通じて保有する株式数を含んでおります。
2. 候補者の岩本生氏、津坂直子氏及び柿野成美氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
なお、社外取締役候補者の岩本生氏は弁護士法人ナレッジウィング法律事務所の代表社員であり、当社と同弁護士法人との間に商取引関係（当社内部通報窓口の受付業務及び危機管理対応業務の委託）がありますが、その年間委託料は当社独立社外取締役の独立性判断基準である1千万円未満であることから社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
また、社外取締役候補者の津坂直子氏と当社との間に商取引関係（育児・介護制度、ハラスメントに関する社内教育教材の製作及び研修の委託）がありますが、その年間委託料は当社独立社外取締役の独立性判断基準である1千万円未満であることから社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではありません。
4. 当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として岩本生氏及び津坂直子氏を指定し同取引所へ届け出ております。また、柿野成美氏を同じく指定し同取引所へ届け出る予定であります。
5. 候補者の岩本生氏、津坂直子氏及び柿野成美氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は当該候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続又は締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役中島重夫氏及び臼井祐一氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

当社は監査役候補者の臼井祐一氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所へ届け出ており、同候補者の根井大樹氏につきましても、上記独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任をご承認いただいた場合、独立役員として指定し、同取引所へ届け出る予定です。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における地位	在任年数 (本総会終結時)
1	再任 うす い ゆう いち 臼 井 祐 一 社外 独立	社外監査役（独立役員）	2年
2	新任 ねの い だい き 根 井 大 樹 社外 独立	—	—

候補者番号



うす い ゆう いち

臼井祐一

(1951年9月23日生)

	監査役在任年数 (本定時株主総会終結時) 2年	再 任 社外監査役候補者	所有する当社株式の数 一株
--	-------------------------------	-----------------	------------------

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

1976年10月 警視庁入庁	2014年4月 同 常務執行役員
1994年2月 同 第七機動隊副隊長	2015年4月 同 取締役常務執行役員
2005年10月 同 人事第二課長	2018年4月 同 取締役
2010年2月 同 地域部長	2018年6月 うすい事務所代表（現任）
2011年4月 ヤマト運輸株式会社入社 人事総務部長	2018年7月 株式会社伊藤園 社外取締役
2012年4月 同 執行役員CSR推進部長	2023年6月 当社監査役（現任）
	2023年7月 株式会社伊藤園 社外取締役（監査等委員）（現任）

〔 重要な兼職の状況 〕

うすい事務所代表
株式会社伊藤園 社外取締役（監査等委員）

社外監査役候補者の
選任理由

臼井祐一氏は、長年にわたる警察官としての豊富な経験と、その後の会社経営に直接携われた経験、及び社外取締役としての経験から、ガバナンスに関する豊富な知識と高い見識を有しております。その多様な経験と見識を当社の経営監督に活かすことで監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考え、当社監査体制の機能強化に欠かせない必要人材であると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。

候補者番号



ねの い だい き
根井大樹

(1976年8月23日生)

	新 任 社外監査役候補者	所有する当社株式の数 一株
--	-----------------	------------------

■ 略歴、地位及び重要な兼職の状況

2000年4月	松下電器産業株式会社（現 パナソニック株式会社）入社	2011年6月	税理士登録
2004年12月	中央青山監査法人 入所	2011年7月	根井税務会計事務所 開所 代表（現任）
2007年7月	京都監査法人（現 PwC Japan有限責任監査法人）入所	2012年12月	ファースト・アドバイザリー株式会社設立 代表取締役（現任）
2008年6月	公認会計士登録	2013年6月	経営革新等支援機関（認定支援機関） 登録

〔 重要な兼職の状況 〕

根井税務会計事務所代表
ファースト・アドバイザリー株式会社 代表取締役

社外監査役候補者の
選任理由

根井大樹氏は、公認会計士及び税理士としての豊富な経験及び専門的な知識・経験と高い見識を有しております。その多様な経験と見識を当社の経営監督に活かすことで、当社の監査業務を適切に遂行していただけるものと考え、当社監査体制のさらなる強化、発展を目指すにあたり欠かせない人材であると判断し、新たな社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者の臼井祐一氏及び根井大樹氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者です。
3. 当社は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として臼井祐一氏を指定し同取引所へ届け出ております。また、根井大樹氏と同じく指定し同取引所へ届け出る予定であります。
4. 候補者の臼井祐一及び根井大樹氏の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、当社は当該候補者との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を継続又は締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円又は法令が規定する最低責任限度額のいずれか高い額とします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同内容で更新を予定しております。

株主総会参考書類



【ご参考】

なお、第2号議案及び第3号議案が原案どおり可決されますと、役員の構成、及び当社事業戦略の遂行において期待される専門性と経験は次のとおりです。

氏 名			社外	独立役員	在任期間	専門性と経験						
						企業経営・事業戦略	営業・マーケティング	製造・供給	財務・会計	人事・労務、人材開発	DX・IT	コンプライアンス・リスク管理
取締役	渡 邊 直 人			21年	●	●	●		●		●	●
	門 林 弘			8年	●	●	●		●		●	●
	稲 垣 雅 弘			4年	●			●			●	●
	池 田 勇 気			2年	●	●	●		●		●	●
	今 泉 暢 智			—	●		●				●	●
	岩 本 生	●	●	4年					●		●	●
	津 坂 直 子	●	●	4年					●		●	●
	柿 野 成 美	●	●	—		●			●		●	●
監査役	関 島 力			4年	●	●			●		●	●
	松 山 秀 樹	●	●	6年				●	●		●	●
	臼 井 祐 一	●	●	2年	●		●		●		●	●
	根 井 大 樹	●	●	—	●			●		●	●	●

* 在任期間は取締役又は監査役に就任後、2025年6月26日定時株主総会終結時点の年数を記載しています。

* 上記一覧表は、各取締役及び各監査役が有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

項目	選定理由
企業経営・ 事業戦略	社会経済環境が大きく変化する中で、当社の持続的な価値向上を図るには、企業経営の経験や事業戦略に精通していることが必要である。
営業・ マーケティング	お客様のニーズや社会のトレンドを的確に把握し、「お客様に褒められる店創り」を進めるには、営業・マーケティング分野における豊富な知見・経験が必要である。
製造・供給	当社が安心・安全で美味しさを追求した料理をお客様にお届けするには、製造・物流分野における豊富な知見・経験が必要である。
財務・会計	正確な財務報告・分析を行い、強固な財務基盤を構築することが、持続可能な経営につながるため、財務・会計分野における確かな知見が必要である。
人事・労務、 人材開発	人的資本は、当社経営の要であり、その持てる力を最大限発揮できるように人的資本への投資を推進するため、人事・労務・人材開発における豊富な知見・経験が必要である。
DX・IT	当社の持続的成長において重要となる「人にしか創り出せない価値」を最大限に発揮するためには、「デジタル技術が創り出す価値」を活用し、業務効率及び生産性の革新的な向上等を実現することが求められることから、デジタル分野における確かなスキル・知見が必要である。
コンプライアンス・リスク管理	持続的な企業価値向上の基盤である適正なガバナンス体制を確立するとともに、取締役会における経営監督の実効性の向上を図るためには、コンプライアンス・リスク管理分野での確かな知見が必要である。
ESG・サステナビリティ	当社が掲げる「サステナビリティ基本方針・ビジョン」に沿って、当社の社会的使命を全うするためには、サステナビリティ分野における豊富な知見が必要である。

第4号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2019年6月26日開催の第45回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）としてご承認をいただいております。

今般、当社の企業価値向上と株価上昇へのインセンティブの強化、及びコーポレートガバナンスのさらなる向上を目的に、社外取締役を除く取締役に対して、業績目標の達成を目指すためのインセンティブとして業績連動賞与を導入するとともに、取締役会の監督機能強化の観点で独立社外取締役に期待される役割・責任がより一層増大している状況に鑑み、取締役の金銭報酬の年額を500百万円以内（うち社外取締役分は年額150百万円以内）へと改定することについて、ご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりですが、本議案に基づく取締役に対する報酬額の改定は、当該方針に沿うものであり、その内容は相当であると考えております。

また、現在の取締役は8名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

第5号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬改定の件

当社の社外取締役を除く取締役（以下、「対象取締役」という。）に対し譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額は、2022年6月28日開催の第48回定時株主総会において、年額200百万円以内、各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を40,000株（2024年10月1日付で行った株式分割後の上限株数は120,000株）としてご承認をいただいております。

今般、当社の企業価値向上と株価上昇へのインセンティブを強化し、株主の皆様とのより強い価値共有を進めるため、2022年6月28日開催の第48回定時株主総会以降の株価上昇に基づき、各事業年度において対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限である120,000株（株式分割後）は据え置いたままで、譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額300百万円以内へと改定することについてご承認をお願いするものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、事業報告「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりですが、本議案に基づく取締役に対する報酬額の改定は、当該方針に沿うものであり、その内容は相当であると考えております。

また、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

改定後の対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬制度の内容は以下のとおりになります。

対象取締役に対する譲渡制限付株式の内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とまらない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3.に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数120,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役及び

執行役員のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に取り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2)譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3)譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4)組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

[ご参考]取締役報酬に関する主な変更点

第4号議案及び第5号議案が原案どおり可決されますと、当社の取締役報酬は主に以下のとおりに変更されます。

取締役報酬の主要な要素の変更

	変更前	変更後
金銭報酬	【総額の上限】 400百万円以内／年 うち社外取締役50百万円以内／年	【総額の上限】 500百万円以内／年 うち社外取締役150百万円以内／年 【業績連動賞与の算定方法】 基準額にあらかじめ取り決めた報酬指標として財務指標連動と非財務指標連動を掛け合わせる (計算式) 基準額×財務指標連動【A】×非財務指標連動【B】 (【A】:業績評価指数、【B】個人評価指数)
非金銭報酬 (株式報酬)	【譲渡制限付株式の割当てにより支給される金銭報酬債権の総額】 200百万円以内／年 【株式上限】 120,000株(株式分割前40,000株(※))／年 ※2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったため、分割後の上限株数は120,000株です。	【譲渡制限付株式の割当てにより支給される金銭報酬債権の総額】 300百万円以内／年 【株式上限】 120,000株／年

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

①事業の経過及びその成果

連結経営成績サマリー

	金額	構成比	前年同期比	
売上高	1,110億33百万円	100.0%	9.5% 増加	▲▲
営業利益	109億4百万円	9.8%	6.0% 増加	▲▲
経常利益	113億12百万円	10.2%	7.8% 増加	▲▲
親会社株主に帰属する 当期純利益	80億71百万円	7.3%	2.0% 増加	▲▲

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に、緩やかな回復基調が続いたものの、実質賃金は物価上昇に伴い伸び悩んでおり、個人消費の伸びは総じて力強さを欠く展開となりました。2025年の春季労使交渉（春闘）では、昨年に引き続いて企業側の満額回答が相次ぎ、所得の増加による個人消費の回復が期待されますが、先行きは不透明な状況です。

外食業界におきましては、人流や客足の回復に加え、好調なインバウンド需要が追い風となり、外食需要は総じて堅調に推移いたしました。一方で、労働力不足の深刻化に伴う人件費の上昇、エネルギー価格やコメをはじめとする原材料価格の高騰、物流2024年問題に起因する配送費の増加など、さまざまなコストの上昇が収益を圧迫する要因となり、経営環境はより厳しさを増しております。

こうした環境下において当社グループは、「快適な食空間」「心温まる接客」「美味しい料理」をお客様に提供するという社会的使命を全うするため、人的資本への投資を積極的に行い、QSCレベルの一層の向上に注力するとともに、効果的な販売促進施策を継続して実施いたしました。その結果、客数は継続して増加し、特に店内飲食が大きく伸びるとともに、テイクアウト＆デリバリーも引き続き好調に推移いたしました。2022年2月以降、同月比過去最高売上を毎月更新し、当連結会計年度における売上高は過去最高となりました。また、営業利益につきましても4年連続の増益となり、過去最高を記録いたしました。

以下、当連結会計年度の主な取り組みと成果について、ご説明をいたします。

①QSCの向上と価格改定

原材料価格や物流費、光熱費等の高騰は、当初の予想を大きく上回って推移し、企業努力だけでは補えないレベルに達したことを受け、当社は当連結会計年度において二度の価格改定を実施させていただきました。その結果、どちらの価格改定後も客数は増加し、好調を継続することができました。

この背景には、王将アカデミーが主催する実地とオンラインの調理研修、調理知識研修、及び調理技能検定試験の実施等による調理技術や調理方法の着実な向上があります。さらに、「餃子の王将をもっとおいしく Challenge2024」の第一弾である餃子のさらなる美味しさの追求、接客対応研修による人にしかできないホスピタリティの習得、そして清掃マニュアルのブラッシュアップによる徹底した衛生管理など、QSC向上に向けた不断の努力があげられます。

その上で、2024年6月21日の価格改定では、お客様のご理解をいただけるよう、グランドメニューのうち価格改定を行った13品目について、調理の改良点と、どのように変わったかをわかりやすく告知いたしました。また、2025年2月14日の価格改定にあたっては、日本経済新聞全面広告（全国版）で、お客様に対して価格以上の価値をご提供するというプロの料理人たち（当社従業員）の本気の約束を表明し、来店を促しました。

②効果的な販売促進施策の実施

「2024年版ぎょうざ倶楽部お客様感謝キャンペーン」では、過去最高となる124万名のぎょうざ倶楽部会員数を獲得することができました。また、6月28日から12月15日まで開催した「2025年版ぎょうざ倶楽部お客様感謝キャンペーン」では、

店舗でオーダーを通す際に使用される「王将用語」のルビ入り料理名をあしらった「ステンレスマイボトル」や、「ADASTRIA(アダストリア)」プロデュースのデザインによるエコバッグセットなどのオリジナルキャンペーン景品が好評を博しました。1月17日から開催中の同キャンペーンでは、ゴールド会員カードの上に、さらにスタンプ50個で取得できるプラチナ会員カード（お会計税込10%割引）を新たに登場させ、ゴールド会員様の来店促進を図りました。また、年間売上高1,000億円突破を記念した「大感謝祭」や、創業57年分の感謝を込めた「創業祭」など、お客様の日ごろのご愛顧に感謝するイベントを開催したほか、生餃子スタンプキャンペーンの実施や、2024年“夏穫れ”青森県産にんにく“ニンニクヌーボー”到来に合わせた新CMの放映など、各種プロモーションを推進いたしました。

③投資の拡大

（ア）人的資本への投資

当社は「人が価値を創る会社」として、以前より人材育成を重視しており、前述の研修をはじめとした各種研修プログラムやeラーニングなど、幅広く学べる機会を全従業員に提供しています。

2024年度の月別給改定においては、一人当たり平均39,162円（ベースアップを含めた賃上げ率11.5%）と2023年度の過去最高を上回る引き上げを実施、さらに、好調な業績に貢献した全従業員に報いるため、2024年夏期賞与では、労働組合からの要求に対して満額回答となる賞与テーブル100%水準に、13%分を加算した支給を行いました。さらに2024年冬期賞与においては、労働組合から要求のあった「賞与テーブル（2023年冬期賞与支給実績）100%の支給」に満額回答するとともに、

これに加えて、「賞与テーブルの10%分を『加算賞与』として上乘せ」することで、合計で賞与テーブルの110%水準の支給を行いました。その結果、社員の平均年収は過去最高額を大幅に上回り、10年前の2014年と比較すると一人当たり1百万円以上の年収増となっております。併せて、大卒初任給について、52,000円の大幅な引き上げを実施（実施後大卒初任給278,500円）し、有為な人材の確保の面でも成果を上げました。

なお、2025年4月には、当連結会計年度の好調な業績を踏まえ、3億42百万円を支給原資として、昨年に続いて決算賞与の支給を行いました。

また、2025年度の月例給の改定においては、労働組合からの要求を上回る一人当たり平均30,139円の賃上げを実施（賃上げ率8.2%）し、3年連続のベースアップによる直近3年間の賃上げ率を約29%としたほか、大卒初任給をさらに21,500円引き上げて300,000円といたしました。

（イ）設備投資

セントラルキッチンにおきましては、主力工場である久御山工場の麺の製造ラインを最新設備に更新いたしました。これにより生産能力向上や材料ロス削減、省人化を達成できただけでなく、品質を向上させ、さらには今後の商品開発の可能性を拡げることができました。

新規出店におきましては、当連結会計年度において、2024年5月に「金閣寺店」、6月に「ジョイ・ナーホ赤坂見附店」、7月に「国道16号岩槻店」、8月に「なんばグランド花月店」、10月に「吉祥院八条通店」、11月に「久喜店」、12月に「江南店」・「イオン新浦安店」、2025年3月に「御影店」・「平手店」・「チャチャタウン小倉店」をオープンいたしました。

「金閣寺店」は、約8年ぶりとなる京都市内にお

ける新規出店で、金閣寺に近く、主要動線の西大路通沿いの駐車場付きロードサイド型店舗です。金閣寺の観光客、近隣の大学生など、多様なお客様にご来店をいただいております。

「ジョイ・ナーホ赤坂見附店」は、地下鉄赤坂見附駅徒歩3分、オフィスが密集しており、昼食需要も十分見込める立地に「ジョイ・ナーホ」業態の4号店として出店いたしました。当業態は、都心部の新しい出店フォーマットとして、今後も積極的に展開を図る方針です。

「国道16号岩槻店」は首都圏郊外を結ぶ主要動線の国道16号線沿いにあり、高速道路ICが近く、広範囲での集客が見込める駐車場付きロードサイド型店舗です。

「なんばグランド花月店」は大阪府中央区難波にある「なんばグランド花月」の1階にオープンいたしました。劇場来場者、難波エリアへの観光客など多数のお客様にご来店をいただいております。

「吉祥院八条通店」は1972年11月に開店した約49年間の営業実績をもつ「西八条店」の移転店舗であり、西大路駅から徒歩圏内、かつ、京都市内を東西に結ぶ八条通に面した駐車場・駐輪場完備の大型ビルイン店舗です。

「久喜店」は東北自動車道久喜IC近くの主要動線である県道3号線沿いの駐車場付きロードサイド店舗で、高速道路ICに近いことから、広範囲での集客が見込める立地となっております。

「イオン新浦安店」はイオンスタイル新浦安店の1階フードコート内にオープンいたしました。JR京葉線新浦安駅前の利便性の高い立地で、同地域内で最も集客力の高い商業施設であり、休日のみならず平日も多数の集客が見込める店舗となっております。

「江南店」は約17年間、「御影店」は約45年間、

「平手店」は約33年間と、長年の営業実績をもつFC店舗を直営化いたしました。直営化にあたり厨房及び客席の効率性を向上させるなどのレイアウト変更を実施しており、これまでの常連のお客様に加え、新たな客層も取り込むことができました。

「チャチャタウン小倉店」は商業施設チャチャタウン小倉1階フードコート内にオープンいたしました。九州地区では初のフードコート業態の出店となり、休日のみならず平日も多数の集客が見込める店舗となっております。

各店舗とも、開店後は好調な売上で推移しております。

(ウ) DX投資

DX推進のための投資として、IT基盤の最適化に着手しており、ホストシステムの刷新や基幹システムの見直しを進めております。また、店舗業務のデジタル活用を推進すべく、当社公式アプリでテイクアウト予約から決済までスマホ一つで可能な「テイクアウトネット予約」を直営全店で導入し、テイクアウト需要の取り込みを強化いたしました。今後もスマホアプリを活用した、お客様にとって利便性の高いサービスを、順次、展開していく予定です。

(エ) 海外投資

当社海外連結子会社である「王将餐飲服務股份有限公司」は設立から8年を経過し、現在、出店している台湾の高雄市と台北市の2店舗は、現地のお客様の嗜好に合わせた味付けや日本式の焼餃子が大変好評をいただいております、コロナ禍を乗り越え、業績は好調に推移しております。

今般、当該2店舗における現地スタッフの成長、店舗オペレーションの確立等の成果を踏まえ、新規出店を含めた今後の台湾における積極展開に備え

るべく、2024年9月に当該子会社の増資（増資額26百万新台幣ドル、円換算約1億18百万円）を実施いたしました。

④サステナビリティの取り組み

当社では、コロナの長期化や物価上昇等による子ども達をめぐる生活環境の悪化に伴い、2021年の夏休みから春夏冬の学校の休み期間に合わせて、全国の子ども食堂等に対して、餃子や鶏の唐揚げの入った「お子様弁当」の無償提供を実施しております。11回目となる2024年12月の冬休み期間には、当社の388店舗が「お子様弁当」約9万食をご提供し、これまでの累計食数は約85万食に達しました。この活動にご参加いただいた子ども食堂等の団体数も、当初の377団体から約1,300団体まで拡大しており、当社店舗が少ない地域などでは、子ども達が王将の餃子を初めて知る機会にもなっています。1店舗で多い時は1日100食の「お子様弁当」を調理しており、子ども達から「美味しかった」と寄せられる喜びの声が支えとなって、当社従業員はこの全員参加型の活動に情熱をもって取り組んでいます。

気候変動の問題では、気候変動に関する情報開示を目的にした国際組織であるTCFDの提言に基づき、GHG排出量削減につながる設備の更新等を行いました。同時に、2021年度、2022年度に続いて、2023年度の事業活動におけるCO₂排出量

(Scope1, 2) 及びサプライチェーンにおけるCO₂排出量 (Scope3) の算定を行いました。

また、物流2024年問題への対応につきましては、店舗において配送作業時間の削減に努めたほか、配送トラック1台当たりの配送店舗数の削減、配送とピッキング作業の分割化の推進、構内物流の

搬送ロスが見える化を進めており、こうした取り組みにより、当社における配送体制は十分に持続可能なものとなっております。

今後もサステナビリティを重視した経営を遂行し、当社の経営理念「お客様から褒められる店創り」を追求することで、企業価値の向上はもとより、持続可能な社会形成の実現を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は、2022年2月から38か月連続で同月比過去最高売上を達成し、前年同期に比べて96億32百万円（9.5%）の増収で、過去最高となる1,110億33百万円を達成し、4年連続で増収となりました。

営業利益は、昨年よりもさらに高騰した原材料や包材の単価上昇等があったものの、増収効果等により、前年同期に比べて6億18百万円（6.0%）の増益で、過去最高となる109億4百万円を達成し、4年連続で増益となりました。

経常利益は、前年同期に比べて8億15百万円（7.8%）の増益で113億12百万円となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度において土地売却に伴う固定資産売却益等（4億63百万円の利益の増加）により当期純利益が増加する特殊要因がありましたが、当連結会計年度の増益幅がこれを上回ったため、前年同期に比べて1億60百万円（2.0%）の増益で80億71百万円となりました。

当連結会計年度の店舗展開の状況につきましては、直営店11店、FC加盟店2店の新規出店、直営店5店、FC加盟店11店の閉店を行っており、店舗数は直営店とFC加盟店を合わせて純減3店となりました。これにより当連結会計年度末店舗数は、直営店551店、FC加盟店177店となり、合計店舗数は728店となりました。

売上高の状況

期 別 区 分	前期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			当期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)
直 営 店	545	92,973	91.7	551	101,824	91.7
F C 加 盟 店	186	8,428	8.3	177	9,209	8.3
合 計	731	101,401	100.0	728	111,033	100.0

(注1) 直営店の金額は、直営店舗での中華料理等の販売高であり、FC加盟店の金額は、当社からの中華食材等の販売高であります。

(注2) 店舗数は期末日現在の店舗数であります。

地域別直営店売上状況

期 別 区 分	前期 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)			当期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)		
	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)	店舗数(店)	金額(百万円)	金額構成比(%)
関 西 地 区	234	41,888	45.1	235	45,454	44.6
(京 都 府)	(41)	(7,994)	(8.6)	(41)	(8,478)	(8.3)
(大 阪 府)	(116)	(19,157)	(20.6)	(116)	(20,875)	(20.5)
(兵 庫 県)	(38)	(6,984)	(7.5)	(39)	(7,699)	(7.6)
(滋 賀 県)	(15)	(3,290)	(3.5)	(15)	(3,559)	(3.5)
(奈 良 県)	(15)	(2,838)	(3.1)	(15)	(3,080)	(3.0)
(和 歌 山 県)	(9)	(1,621)	(1.7)	(9)	(1,761)	(1.7)
北 海 道 地 区	19	2,626	2.8	19	2,970	2.9
東 北 地 区	4	695	0.7	3	673	0.7
関 東 地 区	162	25,941	27.9	166	28,655	28.1
甲 信 越 地 区	8	1,027	1.1	8	1,134	1.1
東 海 地 区	53	10,041	10.8	55	10,990	10.8
北 陸 地 区	16	2,537	2.7	16	2,780	2.7
中 国 ・ 四 国 地 区	17	2,410	2.6	17	2,645	2.6
九 州 地 区	30	5,387	5.8	30	6,056	6.0
台 湾	2	416	0.5	2	462	0.5
合 計	545	92,973	100.0	551	101,824	100.0

②設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は47億71百万円であり、主なものは次のとおりです。

新設直営店舗（リロケートを含む）

久喜店、国道16号岩槻店（埼玉県）、イオン新浦安店（千葉県）、ジョイ・ナーホ赤坂見附店（東京都）、江南店、平手店（愛知県）、金閣寺店、吉祥院八条通店（京都府）、なんばグランド花月店（大阪府）、御影店（兵庫県）、ランチ博多店、チャチャタウン小倉店（福岡県）計12店舗

改装直営店舗

蕨駅東口店（埼玉県）、王子店（東京都）、平塚駅西口店（神奈川県）、堅田店（滋賀県）、枚方市駅前店、八戸ノ里店（大阪府）、東岡山店（岡山県）、新宮店（福岡県）計8店舗

麺ライン更新

久御山工場（京都府）

③資金調達の状況

安定した資金調達基盤を維持しつつ、資金効率を重視して資金調達を行う方針としております。当連結会計年度におきましては、前述した好調な業績により潤沢な営業キャッシュ・フローを創出できたことから、

新規借入は実行しておりませんが、引き続き事業拡大のための事業投資と人的資本への投資を積極的に行う方針から、資金効率を重視しつつ、今後も必要に応じた最適な資金調達方法を検討し実行してまいります。

④会社の経営の基本方針

当社の社会的使命は「快適な食空間、心温まる接客、そして美味しい料理は人々を『幸せ』にします。私たちは、それらを高品質で提供しながら、低価格で実現する努力を行う事によって、より多くの人に『幸せ』を感じてもらう事を使命とします。」と定めています。そして、その使命を全うするために『お客様から褒められる店を創ろう！』というわかりやすい言葉を経営理念としております。

お客様から褒められる店舗創りを実現するためには、

顧客ニーズをくみ取り、それに応えていく必要があり、そのためには従業員の「考える」「発言する」「行動する」「反省する」という主体性が不可欠です。当社は創業当時よりそうした「自奮自発の精神」を大切にし、従業員が自己成長することをサポートすることで、真のお客様サービスの追求と実践を行ってまいりました。今後もこの精神を伝承し、従業員の成長をもって会社の持続的な成長を実現してまいります。

⑤目標とする経営指標

当社は美味しい料理を提供して、より多くの人に幸せを感じてもらいたいという社会的使命に基づき、着実な「増収」を目標とするとともに、原価率の適正な水準やコスト管理を重視する方針から、「売上高営業利益率」を重要な指標としております。当期の「売上高営業利益率」は9.8%と、目標水準である8%を大きく上回る成

果を上げました。

同時に、企業価値のさらなる向上を図るため、将来の事業展開を目的とした設備及び人的資本に対する成長投資を推進するとともに、資本効率を重視し、安定的かつ持続的な配当による株主還元の上向上に努めてまいります。

⑥対処すべき課題

①従業員の価値創造力の向上

一人ひとりの従業員が成長し、付加価値を創造するためには、仕事や会社に対するエンゲージメントを高めることが不可欠であると考えています。当社は毎年実施している専門業者による従業員満足度調査を、エンゲージメントを可視化するものとして重視し、その結果を経営に活かすように努めています。調査結果を待遇や労働環境の改善に活かすだけでなく、前述した各種研修を受講する機会が幅広く従業員に提供されています。またアルバイト・パートに対しては、育成を目的としたランクアップシステムを整備しております。こうした機会が、従業員の成長と生産性向上に直接役立つとともに、ワークエンゲージメントの向上に大きく寄与し、それが仕事への情熱や誇り、そしてプロ意識となって、お客様の期待に応える新たな価値創造につながっています。

さらに処遇面でも大幅な引き上げを実施しております。当社は2023年、2024年、2025年と3年連続となるベースアップと定期昇給を実施し、賞与でも、夏期、冬期賞与以外に、これまで決算賞与、コロナ禍においてはコロナ慰労金、新生活支援金等を支給しております。こうした継続的な賃上げとともに新卒採用を強化すべく、新卒初任給も大幅に引き上げました。当社で働く魅力を映像コンテンツ等で発信し、採用ブランディングを高め、インナー採用も継続的に推進し、人材確保に努めております。

ダイバーシティにおいては、障害のある社員が能力を最大限に発揮できる職場を作ることを目的に、特例子会社王将ハートフルを設立し、その事業を展開し、障害者雇用に積極的に取り組んでいます。さらに、重要ポジションへの女性の積極登用や、外国人労働者の特定技能制度の利用開始など、当社は多様な人材に活躍の場を提供しております。

②店舗や工場の積極投資

セントラルキッチンにおける品質と生産性の向上、そして新たな付加価値商品の開発を推進するため、主力工場である久御山工場の麺ラインを最新設備に更新いたしました。また原材料の安定供給と品質管理を強化するため、取引先と連携し、定期的に産地を訪問して生産者の方々との協力体制を構築しております。

店舗投資につきましては、海外も含め、引き続き重点出店地域への積極的な出店を進めるとともに、F C店舗の直営化や既存F Cオーナーの複数出店を支援し、1,000店舗達成に向けて取り組んでまいります。それに加えて、省エネ化を含めた既存店の大規模な改装工事を実施し、お客様のみならず従業員にとっても愛着と誇りを持てる店創りを実施してまいります。

また、店舗業務へのデジタル活用を推進しており、自動釣銭機やセミセルフレジの導入、「テイクアウトネット予約」の開発など、顧客利便性ととともに、省力化や生産効率向上などに役立つデジタル技術の導入を積極的に進めております。

当社のDX戦略の最終的目標は、「デジタル技術が創り出す価値」の導入による「人にしか創り出せない価値」の最大化であり、そのための土台であるIT基盤を最適化し、DX戦略を積極的に推進してまいります。

③商品力の向上

昨年「Challenge2024」で実施した餃子の改良に続き、「餃子の王将をもっと美味しく Challenge 2025」と題し、麺のリニューアルを行いました。麺に使用する卵の調合などを見直し、麺の厚みや小麦粉の練り具合など絶妙なバランスにすることで、コシのあるしっかりとした弾力感とコクが加わり、北海道産小麦の風味をより味わっていただけるようになりました。

さらに配合を改良した上で、さらに太さのある「平打ち麺」を開発しました。太さがあることでラーメンスープに良く絡み、具材に負けない存在感と食べ応えがアップするなど、既存メニューのさらなるブラッシュアップにつながっております。

④ブランド力の強化

「人生おいしい力を」をコンセプトとし、創業58年を迎えた当社だからこそ描けるテレビCMの放映を開始いたしました。定年退職を迎えた先輩をねぎらう温かいシーンや、その人だけの「スペシャル・デイ」に当社でお食事を楽しむ様子、さらに親子で生餃子を楽しそうに焼いている様子など、お食事だけではなく、独自の体験価値を訴求しております。

ブランド力の向上に向け、2025年スローガンとして「プロの技と、プロの味と、プロの誇りを。おいしい力が、未来を変える。」と決めました。全役職員がこのスローガンを胸に抱き、当社はさらなる飛躍を目指してまいります。

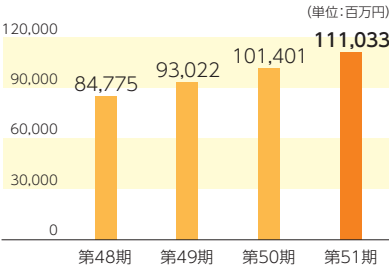
また、当社ではさまざまな社会課題に対し、食を通じて積極的に取り組んでいくため、特に重要性の高い社会課題項目を8つのマテリアリティ（重点課題）にまとめました。

当社の成長の大前提となる持続可能な社会形成を実現するため、マテリアリティの追求に全社を挙げて取り組んでまいります。

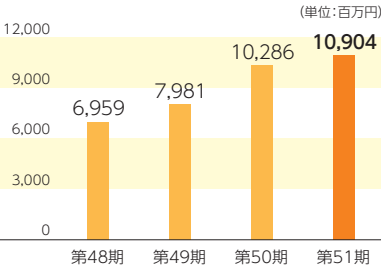
サステナビリティビジョン	マテリアリティ	取組例	SDGsへの貢献
食に困らない豊かな 社会の実現	① 人々が「幸せ」を感じられるように、 快適な食空間、心温まる接客、 そして美味しい料理を、リーズナブルな 価格で、より多くの人にご提供	■ QSC向上へのたゆまぬ努力 ■ 商品開発、メニュー開発の取り組み ■ 産地、鮮度、加工方法などの食材へのこだわり	 
	② 将来を担う日本の子どもの今と未来 を支えるお手伝い	■ 売上代金の一部を「セーブ・ザ・チルドレン」へ寄付 ■ 全国の子ども食堂等に対して「お子様弁当」の無償提供	 
全てのステーク ホルダーとの共栄	③ コンプライアンスと従業員の安全を最優先とする事業活動の推進	■ コーポレートガバナンスの充実や強化 ■ 研修によるコンプライアンス意識の浸透と確認	  
	④ お客様を始めとした全てのステークホルダーとのwin-winの関係を構築	■ 生産者、仕入先との良好な関係 ■ 株主、投資者との対話の充実 ■ 物流2024年問題への適切な対応	   
	⑤ 従業員満足度と顧客満足度の好循環を実現	■ 従業員に対する処遇や職場環境の向上 ■ 従業員満足度と顧客満足度を定期的に調査・確認	 
	⑥ プロの技を持ち、プロの味をご提供し、 そして プロの誇りを持った人材育成の ための戦略的な投資	■ 王将アカデミーによる研修体制の充実 ■ 国内外の事業拡大を通じた優秀な人材の発掘 ■ ダイバーシティ&インクルージョンの推進 (障がい者雇用の推進、女性活躍の推進、外国人採用)	  
地球環境の保全	⑦ 気候変動に対する脱炭素の着実な取り組み	■ TCFD提言への対応 ■ 廃食油の再資源化、食品残渣の飼料化	   
	⑧ 当社事業による環境負荷を低減し、循環 型社会形成に貢献	■ 店舗設備・生産設備の省エネ化 ■ プラスチック素材カトラリーの有料化や材質変更	  

7 財産及び損益の状況の推移

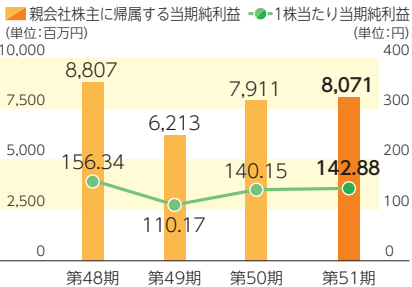
売上高



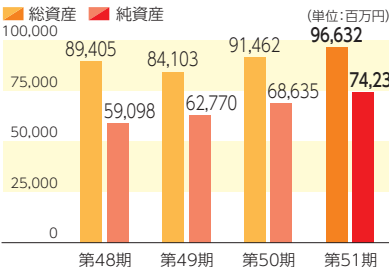
営業利益



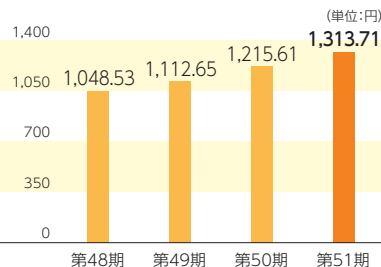
親会社株主に帰属する当期純利益・1株当たり当期純利益



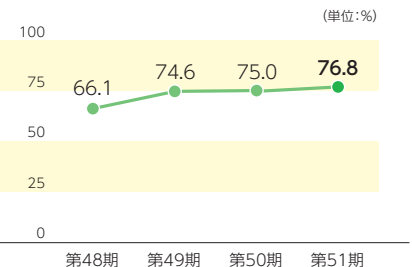
総資産・純資産



1株当たり純資産額



自己資本比率



(単位: 百万円)

項 目	期 別			
	第48期 (2022年3月期)	第49期 (2023年3月期)	第50期 (2024年3月期)	第51期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高	84,775	93,022	101,401	111,033
営業利益	6,959	7,981	10,286	10,904
親会社株主に帰属する当期純利益	8,807	6,213	7,911	8,071
1株当たり当期純利益	156円34銭	110円17銭	140円15銭	142円88銭
純資産	59,098	62,770	68,635	74,238
総資産	89,405	84,103	91,462	96,632
1株当たり純資産額	1,048円53銭	1,112円65銭	1,215円61銭	1,313円71銭
自己資本比率	66.1%	74.6%	75.0%	76.8%

(注) 当社は2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額につきましては、当該株式分割が第48期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

8 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率	主要な事業内容
王將餐飲服務股份有限公司	406 (101百万新台幣ドル)	100%	中華料理を主体にしたレストランの運営
株式会社王将ハートフル	30	100%	食材の加工、 クリーニング業務

9 主要な事業内容

事業部門	事業内容
中 華 事 業	中華料理を主体にしたレストランの運営及びFC加盟店への中華食材等の販売

10 主要な営業所及び工場

本 社	京都府京都市山科区西野山射庭ノ上町294番地の1
東 京 事 務 所	東京都千代田区神田須田町2丁目11番地協友ビル3階
久 御 山 工 場	京都府久世郡久御山町田井東荒見1番地1
九 州 工 場	福岡県福岡市東区松島3丁目7番13号
札 幌 工 場	北海道札幌市手稲区新発寒6条1丁目1番46号
東 松 山 工 場	埼玉県東松山市大字新郷405番1
直 営 店	551店舗（うち海外2店舗）
F C 加 盟 店	177店舗

11 使用人の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,370名	80名増	37.1歳	11.6年

(注) 上記のほか、嘱託社員186名及びパートタイマー7,350名（1日8時間勤務として計算した期中平均人員）を雇用しております。

12 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先	借入金残高
三井住友信託銀行株式会社	1,050百万円	株式会社南都銀行	450百万円
株式会社三井住友銀行	1,025百万円	株式会社滋賀銀行	300百万円
株式会社みずほ銀行	875百万円	株式会社関西みらい銀行	62百万円
株式会社三菱UFJ銀行	725百万円	農林中央金庫	62百万円
株式会社りそな銀行	450百万円		

2 会社の株式に関する事項

- ①発行可能株式総数 90,000,000株
- ②発行済株式の総数 69,858,690株（自己株式13,348,629株を含む）
- ③株主数 49,656名

④大株主

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
アサヒビール株式会社	6,161	10.9
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,654	8.2
ジャパンフードビジネス株式会社	4,200	7.4
アリアケジャパン株式会社	3,300	5.8
加藤 藤 梅 子	1,834	3.2
加藤 藤 ひ ろ み	1,808	3.2
公益財団法人加藤朝雄国際奨学財団	1,584	2.8
王将フードサービス取引先持株会	1,147	2.0
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	907	1.6
吉 田 英 里	804	1.4

- （注） 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式13,348千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 16,000株	5名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- （注）当社は2024年10月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、上記株式数は当該株式分割前の株式数であります。

3 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 邊 直 人	王将餐飲服務股份有限公司董事長 株式会社王将ハートフル代表取締役社長
専 務 取 締 役	門 林 弘	執行役員 西日本営業本部長 西日本第1営業部長 西日本FC営業部長 西日本営業サポート部長
常 務 取 締 役	稲 垣 雅 弘	執行役員 管理本部長 経理部長 法務部長 広報IR部長
取 締 役	池 田 勇 気	執行役員 営業企画本部長 東日本営業本部長 営業企画部長 東日本FC営業部長
取 締 役	山 田 誠	執行役員 情報サービス部長 経営企画室副室長
取 締 役	野 中 泰 弘	株式会社ケイ・サポート代表取締役 ひかり監査法人代表社員
取 締 役	岩 本 生	弁護士法人ナレッジウィング法律事務所代表社員
取 締 役	津 坂 直 子	津坂直子社会保険労務士事務所所長 株式会社TSUSAKAコンサルティング代表取締役
常 勤 監 査 役	関 島 力	
監 査 役	松 山 秀 樹	松山秀樹税理士事務所代表 株式会社G S コアサ監査役
監 査 役	中 島 重 夫	
監 査 役	臼 井 祐 一	うすい事務所代表 株式会社伊藤園社外取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役野中泰弘、岩本生及び津坂直子の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役松山秀樹、中島重夫及び臼井祐一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役野中泰弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役松山秀樹氏は、税理士として税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役野中泰弘氏、岩本生氏、津坂直子氏及び監査役松山秀樹氏、中島重夫氏、臼井祐一氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は社外取締役及び監査役の全員との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役並びに当社執行役員

・社外取締役及び監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為行為含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補するもの。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じている。保険料は全額当社が負担する。

4 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	258百万円 (36百万円)	一百万円 (一百万円)	138百万円 (一百万円)	396百万円 (36百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (3名)	30百万円 (22百万円)	一百万円 (一百万円)	一百万円 (一百万円)	30百万円 (22百万円)
合計	12名	289百万円	一百万円	138百万円	427百万円

(注) 上記非金銭報酬等は、取締役が自ら行った経営判断の結果を株主の皆様と共有することで、企業価値向上と株価上昇に対する貢献意欲をより高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬であります。譲渡制限付株式は、取締役等の地位を退任するまでの間、譲渡や担保権の設定等一切の処分行為をすることができないものとしております。なお、社外取締役は経営を監督する立場であり、ガバナンスの面より譲渡制限付株式報酬の対象外としております。

5 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2019年6月26日開催の第45回定時株主総会において年額400百万円以内（うち社外取締役50百万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役3名）であります。

また、上記の報酬枠とは別枠として、2022年6月28日開催の第48回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等

として支給する金銭報酬債権の総額を年額200百万円以内、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限を40,000株と決議しております。当該株主総会終結時点の対象取締役の員数は、5名であります。

監査役の報酬等の額は、2015年6月26日開催の第41回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役及び監査役の報酬等の額に関する決定方針については、当社は取締役会決議にてガバナンス強化のため、透明性のある役員報酬決定プロセスとすることを基本方針としております。取締役及び監査役の報酬の総額は株主総会の決議により定め、その各役員に対する割当では、取締役報酬については報酬諮問委員会における審議を経て、取締役会において決定され、監査役報酬については監査役の協議によって決定しております。報酬諮問委員会で審議するにあたり、各取締役（社外取締役除く。）の職務や職責、目標の遂行度や達成度を確認するための面談を実施しております。具体的には、期初に各取締役（社外取締役除く。）は代表取締役社長と職責・職務内容、目標の設定の面談を実施し、期中に成果や進捗を確認しております。また、期末には報酬諮問委員会のメンバーによる各取締役（社外取締役除く。）に対する業績面談を実施しております。報酬諮問委員会では、役員報酬決定のための方針、基準、面談結果に基づく各取締役（社外取締役除く。）に対する報酬方針を審議いたします。報酬諮問委員会の委員は、代表取締役社長、独立社外取締役及び取締役会の決議によって選任された取締役とされています（合計4名・社内1名・社外3名）。

報酬諮問委員会の議長は取締役会において選任された社外取締役が務めます。報酬諮問委員会の諮問決議は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その委員の過半数をもって決めます。ただし、出席した独立社外取締役である委員の全員の同意がない場合には、当該諮問決議について報酬諮問委員会として推奨しないものとして取締役会に報告をします。取締役会では、報酬諮問委員会の審議結果、個別報酬の方針に基づき審議の上、報酬額を決定しており、報酬決定方針に基づくプロセスに沿ったものであると判断しております。

取締役の報酬は月額報酬で構成される金銭報酬と非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬となります。具体的に各報酬金額は、当社の業績の状況及び各取締役の職位等に応じるとともに、職位ごとに担う職務内容、職責が違うことから、職位ごとに基本となる報酬額を設定して支給しております。また、職位ごとの報酬額は基本となる報酬額（下限）から上限までの範囲を設け、各取締役の経験、能力、成果等により、その範囲で決定しております。

監査役については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の観点から、固定金額としております。

⑦ 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

当社との間に監督及び監査の独立性に影響を及ぼす特別の利害関係は有しておりません。

② 社外役員の主な活動状況

氏名	区分	主な活動状況
野中泰弘	取締役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地及び会計コンサルティング会社経営の経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
岩本 生	取締役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員を務め、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督を主導しております。独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
津坂直子	取締役	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に社会保険労務士としての専門的見地から人材育成を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点での監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また代表取締役、取締役の指名決定プロセス及び報酬決定プロセスにおいて、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、人材及び職務執行の適切な評価を通じ、客観的立場から会社の業績等の評価を人事に反映させるなど、経営陣の監督に務めております。独立社外取締役会では、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
松山秀樹	監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的な知識・経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。また、独立社外取締役会の全てに出席し、客観的な立場から忌憚のない意見を表明し、認識の共有及び情報交換を行うことで、取締役会での議論の活性化に向けて取り組んでおります。
中島重夫	監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、企業経営者としての経験及びガバナンスに関する豊富な知識をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。
臼井祐一	監査役	当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に警視庁や企業経営に直接関与した経験、並びに社外取締役等の幅広い経験をもとにした監督・助言等や、当社の企業価値の向上に資する発言を積極的に行っております。

4 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

② 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間に損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の定款規定を設けております。

当該定款規定に基づき、当社は会計監査人との間に責任限定契約を締結しており、その契約内容の概要は次のとおりであります。

① 会計監査人は、本契約の履行に伴い生じた当社の損害について、故意又は重大な過失があった場合を除

き、5,000万円又は会計監査人としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額のいずれか高い額をもって損害賠償責任の限度とする。

② 会計監査人の行為が①の要件を充足するか否かについては、当社がこれを判断し、速やかに結果を通知するものとする。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	41百万円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別時間、監査報酬の推移及び前事業年度の実績を確認した結果、妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

④子会社の監査に関する事項

当社の子会社である王将餐飲服務股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑤解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を下記のとおり決議しており、その内容及び運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、企業としての社会的責任を果たすよう、反社会的勢力との関係排除をはじめとするコンプライアンス意識の啓蒙をうたう行動規範を定めて、教育の実施及び小冊子の配付により取締役及び従業員に周知徹底します。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス関連規定を整備して教育を行います。

店舗運営等の重要業務を適正に執行し、その業務報告を漏れなく行うとともに意思決定及び業務執行における組織間及び組織内の牽制を図るために職務権限規程等の諸規程を整備します。

さらに、コンプライアンス上の問題を発見した場合に社内担当者又は顧問弁護士への報告・相談・通報体制として内部通報制度を設け、問題の未然防止と早期発見・解決に努めます。

当社は、業務実施部署から独立した取締役会直轄の組織として監査室を設け、法令及び社内規程の遵守状況、職務執行の内容について、店舗、工場、本社、子会社の内部監査を行い、その結果を代表取締役及び取締役会並びに監査役に報告します。

【運用状況】

コンプライアンス宣言及び行動規範をホームページを通じて社内外へ告知しており、コンプライアンス意識向上を目的に、社員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。コンプライアンス委員会は全社的なコンプライアンス方針を検討、審議しており、関係部門にて対策を実施しております。また、反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針を定め、ホームページ及び各事業所に掲示し、コンプライアンス及び反社会的勢力排除の意識の醸成を図るための小冊子を作成し社員へ配布しております。その他不当要求による被害を防止する責任者として直営店長を選任し各都道府県の暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。

社内の業務分掌や、決裁権限・手続等に関する諸規程を整備しており、各部門がそれらの規程を遵守して業務を執行しております。

内部通報制度として外部カウンセラー及び弁護士が内部通報・相談窓口を担当しており、通報内容についてコンプライアンス委員会委員に報告を行い、改善・再発防止に努めております。

監査室は、每期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他情報を「文書管理規程」及び「情報システム管理規程」等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。

【運用状況】

取締役会関連文書等は、左記規程に基づき保存年限及び所管部署等を定めて適切に管理しております。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスクマネジメント規程に基づくリスクマネジメント会議を中心にリスクを抽出・分析した上で、各リスクの対応方針、主管部署及び教育研修方針の決定を行うとともに、必要に応じて監査室を通じ、全社的又は特定部門の内部監査を実施します。各部室長は、自己点検、内部監査等で明らかになった問題点等について、速やかに是正・改善の措置を講じるとともに必要に応じて規程等の改廃をします。

万一リスクが顕在化した場合でも損失を極小化するよ

う危機対応細則を定めて事後対応体制を構築します。

【運用状況】

リスクマネジメント会議で策定した重点対応リスクへの対策（中期・年度計画）に基づき、主管部署を指定の上で対策を実施し、同会議にて定期的に進捗確認及び対策の是正をしております。また、リスクが発生した場合の基本対応を定めた危機管理基本マニュアル、広報危機管理マニュアル等を整備しております。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を月に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催し、法令に定められた事項のほか、中期経営計画及び年次予算を含めた経営目標を策定し、計画に基づく業務執行状況を監督します。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行します。

当社は、取締役会のほか、週に1回定期的に、又は必要に応じて適時開催される経営戦略会議において経営上の重要案件を徹底的に協議した上で効率的に執行します。また、必要に応じ担当部門長を経営戦略会議に出席させ、懸案事項の執行・管理状況に関する報告を受け適正な指示を行うことによって、職務執行の効率化を図りま

す。

当社は、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程に基づき権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、各部門の業務執行の迅速性及び効率性を確保します。

【運用状況】

月次、四半期及び年度の予算並びに個別施策の計画及び達成状況は取締役会及び経営戦略会議に報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っております。

⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するために関係会社管理規程を制定するとともに、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

また、必要に応じて子会社に当社取締役をはじめ幹部社員を派遣し、問題点の把握・解決に努めます。

なお、監査室は定期的又は臨時に管理体制を監査し、代表取締役及び取締役並びに監査役に報告を行います。監査役は監査室の報告を受けて監査役会にて協議を行

い、必要に応じて取締役会に提言又は勧告を行います。

【運用状況】

子会社については、現預金管理や売上管理等を親会社がモニタリングできる体制を整えており、子会社の業務の適正を確保しております。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査室員を監査役の補助すべき使用人として指名することができます。

また、補助すべき使用人の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動の人事権に係る事項の決定には監査役の同意を必要とし、取締役の指揮命令は受けないも

のとします。

【運用状況】

監査役会の事務局機能を社内に設置し、監査上必要な資料の提供やスケジュール管理等を行い、監査役監査を円滑に遂行できるよう努めております。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会の付議事項、経営戦略会議の協議事項、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他重要事項を法令等に基づき監査役に報告するものとします。

監査役は重要な意思決定プロセス、業務の執行状況を把握するために取締役会に出席し、また、常勤監査役は取締役会以外の重要会議に出席するとともに稟議書等業務執行に係る重要な決裁文書等を閲覧し、取締役及び使用人に必要があれば説明を求めます。

なお、監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ち、監

査成果の達成を図るとともに、必要と認めるときは、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができるものとします。

【運用状況】

監査役が取締役会及び経営戦略会議等に出席することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、監査室からも情報提供を行っております。さらには、半期ごとに監査役、会計監査人、監査室で会し、会計監査人から会計監査の方針、監査結果等の報告を受けるとともに情報交換を行っております。

⑧財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

【運用状況】

各部門が構築した内部統制を監査室が独立的評価を行っており、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 基本的な考え方

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固とした態度で対応し、一切の関係を排除すること、それらの行動を助長するような行為を行わないことを基本方針としております。

また、当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力による被害を防止するため、次の基本方針を宣言します。

（組織としての対応）

1. 反社会的勢力に対しては、組織全体として対応を図るとともに、反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

（外部専門機関との連携）

2. 平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築します。

② 反社会的勢力排除に向けた社内体制の整備状況

反社会的勢力との関係遮断に関する基本方針及び社内規程を制定し、全役職員へ反社会的勢力排除の周知徹底に努めております。

具体策としては、法務部を反社会的勢力の排除に関する統括部署と規定して、同部が中心となって排除体制の構築を推進しており、コンプライアンス研修における反社会的勢力排除の教育や小冊子の配布等により反社会的勢力排除に関する意識の醸成に努めております。また、直営店長を不当要求による被害を防止する責任者に選任し、暴力追放運動推進センターが実施する講習を受講しております。

取引先の選定等に関しましては、「取引先調査実施要

（取引を含めた一切の関係遮断）

3. 反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

（有事における民事と刑事の法的対応）

4. 反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

（裏取引や資金提供の禁止）

5. 反社会的勢力に対して、裏取引や資金提供は絶対に行いません。

領」を定め、当該規程に従って、新規取引先等は取引開始時に、既存取引先等は定期的に当社所定の調査をしております。

また、事前調査では判明せず、取引開始後もしくは採用後に反社会的勢力との関与が発覚した場合は、すぐに取引停止もしくは退職に向けての対応を行うこととし、反社会的勢力と関係を持たないように努めております。

その他、企業防衛対策協議会等への加盟、弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関等と連携して情報の収集・管理を行いながら、不当要求等が発生した場合に解決を図る体制を整えております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社では、多数の投資家の皆様に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、対処すべき課

題への対応を含め、種々の施策を実行しております。

これらの取り組みは、会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、売上高等の金額に消費税等は含まれておりません。

連結計算書類・計算書類



連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第51期 (2025年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	43,092
現金及び預金	38,120
売掛金	3,508
商品及び製品	152
原材料	519
その他	794
貸倒引当金	△2
固定資産	53,540
有形固定資産	39,596
建物及び構築物	15,394
機械装置及び運搬具	1,769
工具、器具及び備品	2,455
土地	19,902
建設仮勘定	73
無形固定資産	318
ソフトウェア	102
ソフトウェア仮勘定	200
施設利用権	15
投資その他の資産	13,626
投資有価証券	4,894
長期貸付金	6
退職給付に係る資産	2,099
繰延税金資産	1,858
差入保証金	4,705
その他	75
貸倒引当金	△13
資産合計	96,632

科 目	第51期 (2025年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	16,011
買掛金	3,087
1年内返済予定の長期借入金	2,000
未払法人税等	2,002
契約負債	72
賞与引当金	1,065
その他	7,783
固定負債	6,383
長期借入金	3,000
長期契約負債	76
再評価に係る繰延税金負債	513
資産除去債務	2,566
その他	226
負債合計	22,394
純資産の部	
株主資本	73,516
資本金	8,166
資本剰余金	9,562
利益剰余金	66,344
自己株式	△10,556
その他の包括利益累計額	721
その他有価証券評価差額金	2,817
土地再評価差額金	△2,540
為替換算調整勘定	7
退職給付に係る調整累計額	437
純資産合計	74,238
負債・純資産合計	96,632

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第51期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		111,033
売上原価		35,431
売上総利益		75,602
販売費及び一般管理費		64,697
営業利益		10,904
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
受取地代家賃	58	
受取保険金	169	
FC加盟料	109	
受取機器使用料	120	
その他	128	679
営業外費用		
支払利息	37	
賃貸費用	97	
子ども食堂食事支援費用	80	
その他	56	271
経常利益		11,312
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	108	
減損損失	48	157
税金等調整前当期純利益		11,156
法人税、住民税及び事業税		3,079
法人税等調整額		5
当期純利益		8,071
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		8,071

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,166	9,459	61,096	△10,593	68,129
当期変動額					
剰余金の配当			△2,824		△2,824
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,071		8,071
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分		102		38	141
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	102	5,247	36	5,387
当期末残高	8,166	9,562	66,344	△10,556	73,516

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当期首残高	2,340	△2,526	△1	693	505	68,635
当期変動額						
剰余金の配当						△2,824
親会社株主に帰属する 当期純利益						8,071
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						141
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	477	△14	9	△256	215	215
当期変動額合計	477	△14	9	△256	215	5,602
当期末残高	2,817	△2,540	7	437	721	74,238

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類・計算書類



貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第51期 (2025年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	42,779
現金及び預金	37,846
売掛金	3,473
商品及び製品	152
原材料	516
前払費用	472
その他の引当金	321
	△2
固定資産	53,283
有形固定資産	39,589
建物	14,376
構築物	1,017
機械及び装置	1,701
車両運搬具	67
工具、器具及び備品	2,449
土地	19,902
建設仮勘定	73
無形固定資産	318
ソフトウェア	102
ソフトウェア仮勘定	200
施設利用権	15
投資その他の資産	13,375
投資有価証券	4,894
関係会社株式	30
関係会社出資金	159
長期貸付金	6
長期前払費用	65
前払年金費用	1,461
繰延税金資産	2,059
差入保証金	4,703
その他の引当金	10
貸倒引当金	△13
資産合計	96,062

科 目	第51期 (2025年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	15,974
買掛金	3,077
1年内返済予定の長期借入金	2,000
未払金	3,561
未払費用	2,972
未払法人税等	2,002
契約負債	72
賞与引当金	1,065
その他の負債	1,222
固定負債	6,374
長期借入金	3,000
長期契約負債	76
再評価に係る繰延税金負債	513
資産除去債務	2,558
その他の負債	226
負債合計	22,349
純資産の部	
株主資本	73,436
資本金	8,166
資本剰余金	9,562
資本準備金	9,026
その他の資本剰余金	535
利益剰余金	66,264
利益準備金	940
その他の利益剰余金	65,324
保険差益積立金	12
固定資産圧縮積立金	209
別途積立金	22,800
繰越利益剰余金	42,302
自己株式	△10,556
評価・換算差額等	276
その他有価証券評価差額金	2,817
土地再評価差額金	△2,540
純資産合計	73,713
負債・純資産合計	96,062

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第51期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	
売上高		110,571
売上原価		35,306
売上総利益		75,264
販売費及び一般管理費		64,401
営業利益		10,863
営業外収益		
受取利息及び配当金	92	
受取地代家賃	58	
受取保険金	169	
FC加盟料	109	
受取機器使用料	120	
その他	127	677
営業外費用		
支払利息	37	
賃貸費用	97	
子ども食堂食事支援費用	80	
その他	56	271
経常利益		11,268
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	108	
減損損失	48	157
税引前当期純利益		11,113
法人税、住民税及び事業税		3,078
法人税等調整額		5
当期純利益		8,028

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
						保険差益 積立金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	8,166	9,026	432	9,459	940	13	214	22,800	37,091	61,059
当期変動額										
保険差益積立金の取崩						△1			1	－
固定資産圧縮積立金の取崩							△4		4	－
剰 余 金 の 配 当									△2,824	△2,824
当 期 純 利 益									8,028	8,028
自 己 株 式 の 取 得										－
自 己 株 式 の 処 分			102	102						－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										
当期変動額合計	－	－	102	102	－	△1	△4	－	5,210	5,204
当期末残高	8,166	9,026	535	9,562	940	12	209	22,800	42,302	66,264

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△10,593	68,092	2,340	△2,526	△186	67,906
当期変動額						
保険差益積立金の取崩		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△2,824				△2,824
当期純利益		8,028				8,028
自己株式の取得	△1	△1				△1
自己株式の処分	38	141				141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			477	△14	462	462
当期変動額合計	36	5,344	477	△14	462	5,806
当期末残高	△10,556	73,436	2,817	△2,540	276	73,713

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社王将フードサービス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中 田 信 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社王将フードサービス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月13日

株式会社王将フードサービス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 田 信 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社王将フードサービスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

株式会社王将フードサービス 監査役会
 常 勤 監 査 役 関 島 力 ㊞
 社 外 監 査 役 松 山 秀 樹 ㊞
 社 外 監 査 役 中 島 重 夫 ㊞
 社 外 監 査 役 臼 井 祐 一 ㊞

よくあるご質問に

お答えします

Q1 原材料価格やエネルギー価格の高騰、人件費の上昇などへの対応と業績への影響は？

A1

当期は、原材料価格やエネルギー価格の高騰、人件費等の上昇など、さまざまなコストの上昇が当初の予想を大きく上回って推移しました。当社としてもコスト上昇を抑えるための企業努力を尽くしてまいりましたが、企業努力だけでは補えないレベルに達したため、2024年6月と2025年2月に一部商品の価格改定を実施いたしました。単に価格を引き上げるのではなく、価格以上の価値を創造し、お客様に提供したいという思いから、レシピの改良やQSCレベルのさらなる向上に注力するとともに、積極的な販売促進施策を継続的に実施いたしました。その結果、価格改定後も客数は伸び、年間連結売上高は過去最高を3年連続で更新し、営業利益も4年連続の増益により過去最高を更新するなど、好成績を収めております。

Q2 今後の出店戦略は？

A2

当社は国内1,000店舗体制を目指し、積極的に出店を進めてまいります。特に首都圏を中心とした東日本エリアへの新規出店を本格化する方針です。単なる店舗数の拡大ではなく、質を伴った出店が重要と考えており、マーケティングデータに基づく候補地の選定や、立地に応じた最適な店舗モデルの検討、そして出店を支えるための東松山工場の生産体制の増強計画などを進めております。また、新規出店だけでなく、既存店のリロケート(移転・建替え)も進めてまいります。店舗の移転や建替えには、従業員の士気の向上や客層の拡大などの利点があり、店舗の業績向上につながっておりますので、今後も積極的に投資を行っていく方針です。

Q3 海外事業の展開は？

A3

日本国内にもまだまだ出店余地はありますが、当社の今後の成長に向けて、海外事業の展開も計画的に進めてまいります。

2024年12月期における当社の台湾子会社での事業においては、原材料価格や人件費高騰を受けて、台湾進出後初の価格改定を実施いたしました。価格改定の実施後も、客数は増加し、通期として、売上は前年比111.0%の約4億6,000万円(日本円換算)、営業利益は前年比146.3%の約4,000万円という結果で、前期に引き続き増収増益を達成することができました。また、今後の台湾における積極展開に備えるべく、2024年9月には増資を実施し、新規出店に向けた契約締結・開店準備を進めております。

今後は台湾での事業モデルを先例として活かしながら、台湾以外への出店も見据えた体制作りを進め、海外事業展開を着実に推進してまいります。

Q4 FC事業の展望は？

A4

FC店舗は直営店と並ぶ当社の重要な営業基盤です。今後も本部として直営店同様の調理や衛生管理を徹底していくとともに、経営や営業に関する指導・サポートをより積極的に行っていくことで、FC加盟店を全面的にバックアップして、「餃子の王将」のブランドイメージの向上に努めてまいります。

また新規出店のための取り組みとしては、独立を希望する優秀な社員による社員独立と既存の優秀なFCオーナーによる追加出店を奨励しております。出店の際には、当社の店舗開発・FC契約管理部やFC営業部が現地調査や出店判断をサポートするなど、直営店同様のプロセスによる着実な出店を進めることで、店舗数の拡大を図ってまいります。

Q5 当社におけるサステナビリティ経営とは？

A5

当社では、サステナビリティを重視した経営を遂行するため、「サステナビリティ基本方針」を定めており、その中で、当社の社会的使命はサステナビリティの追求と同義であり、「当社は経営理念を追求することで、当社の企業価値の向上はもとより、持続可能な社会形成を目指します。」としています。

具体的な取り組みとして、全国の子ども食堂等への「お子様弁当」の無償提供(学校の休み期間に合わせて実施しており、2025年春休み期間は当社の全国480店舗が113千食をご提供)、セーブ・ザ・チルドレンへの寄付といった子どもたちへの支援に加えて、2025年4月26日には石川県七尾市能登島へキッチンカーを出動して、炊き出しの支援を実施いたしました。また、子会社の王将ハートフルの障害者雇用の取り組みや、環境保全への取り組みとして一部プラスチック製品の有料化や素材の変更を行っております。

Q6 DX・IT推進に関する取り組みは？

A6

当期は、お客様の利便性の向上と店舗負担の軽減を目指し、テイクアウトネット予約システムを自社開発し、2024年8月時点で直営全店に導入し、FC店舗につきましても2025年2月より順次導入を進めてまいりました。今後はテイクアウトネット予約の利便性向上を図るため、公式スマホアプリ内における「ぎょうざ倶楽部お客様感謝キャンペーン」のスタンプ付与や、各種クーポンとの連動などの機能拡張について検討してまいります。

また、当社は今後のDX・IT戦略の立案・推進に向けて、より多角的かつ迅速な意思決定を図るための諮問機関として、社外の有識者を交えた会議体を設置する予定です。

今後も、従業員がお客様へ向き合う時間とサービスを創出し、人が創り出す価値をより多くお客様にお届けすることを目指し、DX・IT戦略の推進に取り組んでまいります。

Q7 人的資本への投資の取り組みは？(人材育成・待遇の引き上げ)

A7

当社は人が価値を創る会社として、王将調理道場での調理研修や王将アカデミーでの階層別研修といった各種研修により従業員一人ひとりの成長を促すとともに、従業員満足度調査の結果を踏まえた経営施策を積極的に実施しております。

また、待遇については、前期に引き続き大卒初任給の大幅な引き上げに加えて、既存の社員につきましても組合要求を大きく上回る月例給与の引き上げを実施いたしました。今後も当社の成長力の源泉である従業員への十分な還元を行うとともに、ダイバーシティを重視して、女性はもちろん、外国人や障害を抱える従業員も力を発揮できる就労環境作りに取り組んでまいります。

Q8 工場への設備投資の取り組みは？

A8

2025年3月期においては、高付加価値商品の製造や供給の安定化のための設備投資を積極的に行い、総額約8億5,000万円の投資を行いました。主な内容としては、まず久御山工場では、麺の品質と生産性の向上のため、麺の製造ラインを最新設備に刷新いたしました。次に、九州工場では、餃子の成形機を最新の機械に更新しました。そして、札幌工場では異物混入防止のためのX線装置の更新などの投資を行いました。

2026年3月期も、今後の出店計画や販売施策による供給量増加に備えるとともに、商品開発の可能性を一層拡げていけるよう、積極的に設備投資を行ってまいります。

Q9 2025年3月期を初年度とする新中期経営計画の経過はどうか？

A9

新中期経営計画では、営業での店舗におけるQSCレベルのさらなる向上と、これを支える人材の育成・教育体制の構築、マーケティングの強化、海外事業の拡大、製造面における品質・安全性・生産性の向上を意図した設備更新、DX推進、人材採用の強化、そして資本コストを意識した経営、などの項目について具体的な施策を掲げております。

その初年度となる2025年3月期は、各項目のKPI達成率90%以上と、概ね順調に推移し、それが当期の好業績にも寄与いたしました。

当社は、中長期的な成長に向けて、引き続き中期経営計画に基づく事業推進に取り組んでまいります。

Q10 2024年10月に実施した当社の株式分割の目的と効果は？

A10

当社は、当社株式の投資単位当たりの金額(最低投資金額)を引き下げること、投資家層を拡大し、また、株式の流動性を高めることで、適切な株価形成を促すことを目的に、2024年10月1日付で1株につき3株の割合での株式分割を行いました。

株式分割を行った後の2025年3月期末時点の株主数は49,656人、株価は3,215円となり、2024年3月期末時点の株主数24,901人、株価2,610円(株式分割後の株数に換算した株価)を大きく上回る結果となり、PBR(株価純資産倍率)も向上いたしました。

Q11 東証が要請している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」についてどのように対応しているのか？

A11

当社は東証からの要請に対し、資本コストや株価を意識した経営に向けた取り組みをホームページに開示しております。一例として、投資案件の取り上げにあたっては、投下した資金に対する収益力を表すROIC（投下資本利益率）が、資本コストと有利子負債の加重平均コストであるWACC（加重平均資本コスト）を、どれだけ上回るかを重要な判断基準としております。こうした資本収益性を重視した取り組みを中期経営計画に落とし込み、毎月の経営戦略会議で各目標に設定したKPIの進捗度を確認することで、着実に推進しております。

また、当社の今後の成長性に対して市場の適正な評価をいただくため、設備及び人的資本に対する投資を一段と強化し、当期に発生したキャッシュフローについては、成長投資（設備（DXを含む）及び人的資本等への投資）と株主還元（配当）に分配するとともに、株主・投資者との効果的な対話の推進に努めております。

Q12 配当に対する考え方は？

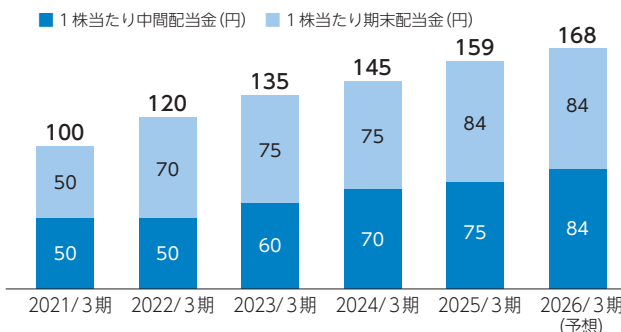
A12

当社は将来の事業展開を見据えた設備及び人的資本への投資を積極的に行うとともに、中長期的な企業価値を高め、株主還元を持続的に向上していけるよう努めております。そのため、配当金額につきましては、単年度業績の影響を受けにくい株主資本配当率(DOE)の一定水準を目安として決定しております。

この方針のもと、2025年3月期の業績を踏まえ、期末配当金につきましては、直近の配当予想の1株当たり25円から3円増配の28円とさせていただきますと考えております。この結果、当期の年間配当金は、5年連続の増配となり、2024年10月1日付で実施した株式分割前の中間配当金75円と合わせると、前期より14円増配の過去最高額となる159円（株式分割前の株数を基準として換算した合計額）となります。

また、次期の配当金は、前述の方針に基づき、1株当たり中間配当28円、期末配当28円、年間で56円（株式分割前の株数を基準として換算した場合168円）とさせていただきます予定です。

1株当たりの配当額の推移



* 上記配当額は、株式分割（2024年9月30日を基準日とし、効力発生日を同10月1日とする分割）前の基準で記載しております。

株主総会会場ご案内図

会場 ウェスティン都ホテル京都 西館4階 瑞穂の間

京都市東山区栗田口華頂町1 (三条けあげ)

電話 (075) 771-7111



ウェスティン都ホテル京都



交通のご案内 「蹴上駅」へのアクセス



地下鉄東西線「蹴上駅」
2番出口より徒歩約2分

- JR線・近鉄線「京都駅」から地下鉄烏丸線 (国際会館方面) に乗車「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線 (六地藏方面) に乗りかえ
- JR線「山科駅」から地下鉄東西線 (太秦天神川方面) に乗車
- 京阪線「三条駅」から地下鉄東西線 (六地藏方面) に乗車
- 阪急線「烏丸駅」から地下鉄烏丸線 (国際会館方面) に乗車「烏丸御池駅」にて地下鉄東西線 (六地藏方面) に乗りかえ

株式会社 王将フードサービス

<https://www.ohsho.co.jp>

